

平成27年4月8日(水)

大分合同新聞(朝刊)

## 生活 パート

インターネットの回線契約での電話勧誘に関するトラブルが増えています。電話で承諾しています。

しただけで、契約は成立します。曖昧な返事はせず、内容をよく確認してから契約します。

### 【事例1】

「利用料金が安くなる」と電話で勧められて光回線を契約したが、断りたい。工事日はまだ決まっていないが、業者から「クリングオフはできない」と言われた。

### 【アドバイス】



## ネット回線の電話勧誘

書面の交付を求め、料金などについて正確に理解しましょう。書面の交付を拒む業者とは

### 【アドバイス】

会社の関連事業者かどうかについては、該当する会社に直接問い合わせて確認することができます。

この件は、

電気通信関係の契約にクリーリングオフの適用はありません。回線

工事日の前であれば解約に応じる業者もいます。ですが、電話でも契約は

成立します。内容がよく分からぬまま承諾したりせず、契約前に

契約しないようにしま

しょう。

【事例2】

大手電話会社を名乗

り、プロバイダーの設立をしてもらうことにはやめましょう。「頼ん

だいないオプションサ

ービスを契約させられ

ていた」などのトラブ

ルも起きています。そ

の場で契約せず契約内

容を十分に理解し、

自身の利用環境や目的

と照らし合わせ、必要

なればきっぱりと断

りましょう。

強引な勧誘で困った時やトラブルに遭った時は、最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに相談してください。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097

・534・0999=

消費生活相談電話)